

【地域密着型通所介護】

提出書類

「(別紙3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する進達書」
 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の他に、以下のとおり書類を添付してください。

介護給付費算定に係る体制等の種類	提出書類等	備考
L I F E への登録		※添付書類は不要 ※算定にあつては厚生省通知「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令環6年3月15日)を確認すること
割引	①(別紙5-2)地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について	※事前にご相談ください
職員の欠員による減算の状況	①(標準様式1)従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②資格者証及び研修修了証の写し	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出 ②減算を解消する場合、該当者分を添付すること
高齢者虐待防止措置実施の有無	虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の定期開催、指針の整備、年1回以上の研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合、減算対象	※添付書類は不要
業務継続計画策定の有無	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、減算対象 ※2025年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない	※添付書類は不要
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	①感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式 ※厚生労働省から事務連絡によりお知らせがあつた感染症又は災害が対象となる ※新型コロナウイルス感染症を理由とした利用者数の減少の取扱いは2024年3月末で終了	通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日老認発0316第4号、老老発0316第3号)に留意すること
時間延長サービス体制	①(標準様式1)従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②運営規程(時間延長サービス体制について規定があるもの)	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出 ※実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に届出をしてください。
生活相談員配置等加算	①(別紙21)生活相談員配置等加算に係る届出書 ②(標準様式1)従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	※共生型地域密着型通所介護のみ ②【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
入浴介助加算	I	①用途を明示すること ②A4の用紙に貼付けてください。 ③入浴介助の基礎的な知識及び技術を習得できる研修とわかる記載であること 具体的には、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理等が挙げられるが、これらに限るものではない。
	II	③入浴介助に関わる職員に対する入浴介助に関する研修等を行ったことがわかる書類
中重度者ケア体制加算	①(標準様式1)従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(人員基準における看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること) ②(別紙22)中重度者ケア体制加算に係る届出書 ③(別紙22-2)利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算) ④看護職員の資格証の写し(サービス提供時間帯を通じて、専らサービス提供に当たる看護職員を1名以上配置していることが確認できる書類)	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出 ④看護職員の専ら1名以上の配置についても確保していること ※運営規程に定めた看護職員数について変更が生じる場合、別途、運営規程に関する変更届も必要

介護給付費算定に係る体制等の種類	提出書類等	備考
重度者ケア体制加算	①（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 （人員基準における看護師の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で3以上確保していること） ②保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修等の修了証の写し ③併せて受ける指定訪問看護事業と一体的に事業を実施していることがわかる書類	療養通所介護事業所のみ対象 ②認定看護師教育課程、専門看護師教育課程、特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修 ③運営規程及び介護サービス計画など
生活機能向上連携加算	I ①訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設※と連携していることがわかる契約書等（協定を含む）の写し II	※原則として許可病床数200床未満又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る
個別機能訓練加算	I Iイ ①（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 （Iイは、機能訓練指導員を専従で1名以上配置していること） （Iロは、Iイの配置に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置していること） Iロ ②機能訓練指導員の資格者証の写し ③在職証明書（はり師・きゅう師の場合のみ）	①【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出 ②病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により確保した場合は算定不可 ※算定に当たっては、厚生労働省通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（令和6年3月15日）をよく確認すること
ADL維持等加算〔申出〕の有無	算定の評価対象となるための申出を行う場合、届出必要	※LIFEを用いて加算算定を行うため、添付書類は不要
認知症加算	①（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 （人員基準における看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。） ②（別紙23）認知症加算に係る届出書 ③（別紙23-2）利用者の割合に関する計算書（認知症加算） ④認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修又は、認知症看護に係る適切な研修※の修了がわかるもの等の修了証の写し ⑤当該事業所の従業者に対する、認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的開催していることがわかる書類 例 会議スケジュール表及び、会議内容がわかる書類又は議事録	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出 サービスを提供する時間帯を通じて専ら当該指定通所介護・指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。 ④※現時点では、以下のいずれかの研修をさす。 ・日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ・日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」（認定証が発行されている者に限る）
若年性認知症利用者受入加算		※添付書類は不要
栄養アセスメント・栄養改善体制	①（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②管理栄養士の資格者証の写し ③外部との連携により管理栄養士を配置する場合には、外部と連携していることがわかる契約書等（協定を含む）の写し	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
口腔機能向上加算	①（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②言語聴覚士、歯科衛生士または看護師のいずれかの資格者証の写し	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出 ※介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合は算定不可 ※算定に当たっては、厚生労働省通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（令和6年3月15日）をよく確認すること
科学的介護推進体制加算		※添付書類は不要

介護給付費算定に係る体制等の種類		提出書類等	備考
サービス提供体制強化加算	I	①（別紙14-3）サービス提供体制強化加算に関する届出書 ②（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③（別紙7-2）有資格者等の割合の参考計算書	②【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出 ※体制状況等一覧表上のI、II、IIIと併せて記載されている、Iの場合は地域密着型通所介護事業所、IIの場合は療養型通所介護、IIIの場合は療養型通所介護（短期利用型）が算定可能であることを示す
	II		
	III		
介護職員処遇改善加算	I	①介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 ※2024年4月～5月は介護職員処遇改善加算I～III、介護職員等特定処遇改善加算I～II、介護職員等ベースアップ等支援加算の算定 ※2024年6月以降の新加算Vの注意事項：介護保険最新情報Vol.1215の3（1）介護職員等処遇改善加算（新加算）の要件参照	①必要書類については、市のホームページ参照。 トップページ＞医療・福祉＞介護保険＞事業者の方へ＞地域密着型サービス＞介護職員等処遇改善加算について（地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業）
	II		
	III		
	IV		
	V		